

| 番号 | 意見提出の区分 | ページ数 | 意見等の概要 | 意見等に対する対応状況 |
|----|----------------|------|---|---|
| 1 | 町内に事業所又は事務所を所有 | P44 | (2) 要介護認定者の「不要な更新認定を減らす」と記載がありますが、その意味を具体的に知りたい。 | <p>要介護認定有効期間の満了が近づくと、町から更新申請の案内をしています。その際、全ての方が更新手続きをする必要はなく、認定有効期間満了後も引き続き介護（介護予防）サービスの利用が必要な方のみ、更新手続きをすることになります。「不要な更新認定を減らす」とは、介護サービス等の利用が必要ない方の更新を減らすという意味となります。</p> <p>なお、本町においては「不要な更新認定」に該当するケースはほとんど見受けられないため、ご意見を踏まえ、計画書の記載を「認定を受けているがサービスを利用していない人の状況を確認し、介護認定の適正化を図る」に変更します。</p> |
| 2 | 町内に事業所又は事務所を所有 | P44 | (3) 第1号被保険者1人当たり給付月額の中で、施設居住系サービスが在宅サービスを代替していないかと記載がありますが、その意味を具体的に知りたい。 | <p>「施設居住系サービスが在宅サービスを代替していないか」は、在宅での生活が可能であるにもかかわらず、希望する在宅サービスが受けることができないため、やむを得ず施設サービスや居住系サービスを利用している状況を想定しています。</p> |
| 3 | 町内に事業所又は事務所を所有 | 巻末 | 山都町高齢者保健福祉推進委員会の委員はどのような基準で選定されているのか。 | <p>山都町付属機関に関する条例に基づき、町議会議員2名、保険医療関係者4名、福祉関係5名、介護保険被保険者2名、介護保険費用負担者1名で構成されています。</p> |